

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成24年4月19日(2012.4.19)

【公表番号】特表2011-527348(P2011-527348A)

【公表日】平成23年10月27日(2011.10.27)

【年通号数】公開・登録公報2011-043

【出願番号】特願2011-501869(P2011-501869)

【国際特許分類】

C 08 G 63/183 (2006.01)

C 08 L 67/02 (2006.01)

C 12 P 7/18 (2006.01)

【F I】

C 08 G 63/183 Z A B

C 08 L 67/02

C 12 P 7/18

【手続補正書】

【提出日】平成24年3月1日(2012.3.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ポリエチレンテレフタレート(PET)ポリマーを含む飲料又は食品用容器であって、前記ポリマーは、テレフタレート成分とジオール成分を含み、

前記テレフタレート成分は全面的に石油化学製品に由来し、前記ジオール成分は部分的に又は全面的に少なくとも1種のバイオベース材料に由来する、飲料又は食品用容器。

【請求項2】

前記テレフタレート成分が、テレタル酸、テレタル酸ジメチル、イソタル酸及びこれらの組み合わせからなる群から選択される、請求項1に記載の飲料又は食品用容器。

【請求項3】

前記ジオール成分が、エチレングリコール、シクロヘキサンジメタノール及びこれらの組み合わせからなる群から選択される、請求項1に記載の飲料又は食品用容器。

【請求項4】

前記テレフタレート成分がテレタル酸であり、前記ジオール成分がエチレングリコールである、請求項1に記載の飲料又は食品用容器。

【請求項5】

前記エチレングリコールが、部分的に又は全面的にサトウキビに由来する、請求項4に記載の飲料又は食品用容器。

【請求項6】

前記少なくとも1種のバイオベース材料が、トウモロコシ、サトウキビ、ビート、ジャガイモ、デンプン、柑橘類、木本植物、セルロースリグニン、植物油、天然纖維、油性木材フィードストック、糖類、セルロース誘導体類、リグノセルロース誘導体類、セルロースリグニン、ヘミセルロース誘導体類、多糖類、ペクチン、キチン、レバノン及びブルランからなる群から選択される、請求項1に記載の飲料又は食品用容器。

【請求項7】

前記ポリマーが、約70重量パーセントの前記テレフタレート成分と約30重量パーセ

ントの前記ジオール成分とを含む、請求項 1 に記載の飲料又は食品用容器。

【請求項 8】

前記ジオール成分が、部分的に少なくとも 1 種のバイオベース材料に由来する、請求項 1 に記載の飲料又は食品用容器。

【請求項 9】

前記ジオール成分の少なくとも約 1 重量パーセントが、少なくとも 1 種のバイオベース材料に由来する、請求項 8 に記載の飲料又は食品用容器。

【請求項 10】

前記ジオール成分の少なくとも約 70 重量パーセントが、少なくとも 1 種のバイオベース材料に由来する、請求項 8 に記載の飲料又は食品用容器。

【請求項 11】

前記ジオール成分が、全面的に少なくとも 1 種のバイオベース材料に由来する、請求項 1 に記載の飲料又は食品用容器。

【請求項 12】

ポリエチレンテレフタレート(P E T)ポリマーを含む飲料又は食品用容器であって、前記ポリマーは、約 70 重量パーセントのテレフタレート成分と約 30 重量パーセントのエチレングリコールを含み、

前記テレフタレート成分は全面的に石油化学製品に由来し、前記エチレングリコールジオールの少なくとも約 1 重量パーセントはサトウキビに由来し、

前記テレフタレート成分の少なくとも約 70 重量パーセントは、テレフタル酸である、飲料又は食品用容器。

【請求項 13】

ポリエチレンテレフタレート(P E T)ポリマーを含む飲料又は食品用容器であって、前記ポリマーは、テレフタレート成分とジオール成分を含み、

前記テレフタレート成分及び前記ジオール成分は、共に、部分的に又は全面的に少なくとも 1 種のバイオベース材料に由来する、

飲料又は食品用容器。

【請求項 14】

前記テレフタレート成分が、テレフタル酸、テレフタル酸ジメチル、イソフタル酸及びこれらの組み合わせからなる群から選択される、請求項 13 に記載の飲料又は食品用容器。

【請求項 15】

前記ジオール成分が、エチレングリコール、シクロヘキサンジメタノール及びこれらの組み合わせからなる群から選択される、請求項 13 に記載の飲料又は食品用容器。

【請求項 16】

前記テレフタレート成分がテレフタル酸であり、前記ジオール成分がエチレングリコールである、請求項 13 に記載の飲料又は食品用容器。

【請求項 17】

前記エチレングリコールが、部分的に又は全面的にサトウキビに由来する、請求項 16 に記載の飲料又は食品用容器。

【請求項 18】

前記少なくとも 1 種のバイオベース材料が、トウモロコシ、サトウキビ、ビート、ジャガイモ、デンブン、柑橘類、木本植物、セルロースリグニン、植物油、天然纖維、油性木材フィードストック、糖類、セルロース誘導体類、ヘミセルロース誘導体類、ペクチン、キチン、レバパン及びプルランからなる群から選択される、請求項 13 に記載の飲料又は食品用容器。

【請求項 19】

前記ジオール成分が、部分的に少なくとも 1 種のバイオベース材料に由来する、請求項 13 に記載の飲料又は食品用容器。

【請求項 20】

前記ジオール成分の少なくとも約1重量パーセントが、少なくとも1種のバイオベース材料に由来する、請求項19に記載の飲料又は食品用容器。

【請求項21】

前記ジオール成分の少なくとも約70重量パーセントが、少なくとも1種のバイオベース材料に由来する、請求項19に記載の飲料又は食品用容器。

【請求項22】

前記ジオール成分が、全面的に少なくとも1種のバイオベース材料に由来する、請求項13に記載の飲料又は食品用容器。

【請求項23】

前記テレフタレート成分が、部分的に少なくとも1種のバイオベース材料に由来する、請求項13に記載の飲料又は食品用容器。

【請求項24】

前記テレフタレート成分の少なくとも約1重量パーセントが、少なくとも1種のバイオベース材料に由来する、請求項23に記載の飲料又は食品用容器。

【請求項25】

前記テレフタレート成分の少なくとも約70重量パーセントが、少なくとも1種のバイオベース材料に由来する、請求項23に記載の飲料又は食品用容器。

【請求項26】

前記テレフタレート成分が、全面的に少なくとも1種のバイオベース材料に由来する、請求項13に記載の飲料又は食品用容器。

【請求項27】

前記テレフタレート成分及び前記ジオール成分が、全面的に少なくとも1種のバイオベース材料に由来する、請求項13に記載の飲料又は食品用容器。

【請求項28】

前記ポリマーが、約70重量パーセントの前記テレフタレート成分と約30重量パーセントの前記ジオール成分を含む、請求項13に記載の飲料又は食品用容器。